

委託相談支援事業に関する提言書

1. はじめに

相談支援事業は自立支援法の施行に伴い、平成 18 年から地域生活支援事業の一つとしてスタートした。相談支援事業は障害のある方が地域で希望した生活を送る上で必要な相談支援を行うと同時に地域の社会資源の改善と開発を行う役割を担っている。

大津市においても平成 18 年 10 月から市内 6 か所の事業所で相談支援事業がスタート。年を追うごとに相談支援事業は福祉サービスの利用支援を中心にニーズが増加。それに伴い、平成 21 年度に 7 か所、平成 23 年度に 8 か所と事業所の数を増やして、市民の相談支援に対する。ニーズに対応してきた。

しかし、市民からのニーズに対して、大津市内の現状の相談支援体制では十分応えきれていない面がある。

そこで大津市の相談支援事業の拡充を目指して、以下のことを提言したい。

2. 提言の背景

年々増え続けるニーズに対応するため、相談支援専門員の人数を 1 人から複数配置にする事業所が増えている。

また、相談支援の内容も多様化及び複雑化をしており、相談支援専門員に求められる専門知識やスキルも高くなっている。そのため、専門知識を持った経験者でないと対応が難しい状況である。

しかし、現状の委託相談支援事業の委託費 3 1 5 万円では一定の専門知識を持った経験者を複数配置することは困難であり、どこも赤字の状態ですべて委託を受けている法人が補てんする形で何とか運営している状況である。(添付資料参照)

3. 提言内容

大津市内の相談支援の体制を市民にとってより良いものにするためには、一定の専門知識を持った経験者を複数配置する必要があるが、現状の委託相談支援事業の委託費 3 1 5 万円では困難である。

そこで委託相談支援事業の委託費に関して専門知識を持った経験者を複数配置できるだけの金額を増やすことで、より市民のニーズに応えられる相談支援の提供が可能となるかと思われる。具体的には現在の委託費より最低 2 倍の金額 7 3 0 万円が必要かと思われる。

4. おわりに

平成 2 4 年から自立支援法の改正に伴い計画相談の対象者が拡大して、相談支援事業所に収入が入るようになったが、その分の事務作業量も増えている。また、計画相談の対象にはならない相談支援のニーズも多くある。

現状の相談支援事業所の職員体制では個別給付で行う計画相談と地域生活支援事業で行う障害者相談支援事業の両方を担うことは困難である。例え、計画相談で一定の収入が入ったとしても、一定の専門知識を持った経験者を複数配置することは困難である。

委託相談支援事業の委託費を上げることで、相談支援の体制を拡充して、市民からのニーズに対して十分に応えていきたい。